公　　示　　書

札幌第４合同庁舎内において、食堂経営業務委託による営業を希望する者に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示に付する。

記

１　公示に付する事項

（１）事　　業　　名　札幌第４合同庁舎における農林水産省共済組合の食堂経営業務委託事業

（２）募 集 者 数　１社（者）

（３）委託事業契約期間　　契約締結の日から令和 13 年３月 31 日までとする。

なお、必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。

（４）食堂運営開始日　令和９年４月１日（予定）とする。

ただし、事前に北海道農政事務所を経由して、共済組合と協議の上、双方が合意すれば、委託事業開始日の変更は可能である。

２　応募者の資格

食堂の企画、運営の知識、技術、経営実績を有する事業者であって、次の要件を満たしているものであること。

（１）公募要綱を３（２）の方法で入手し、公募内容について履行可能であるとともに、運営に意欲のある者であること。

（２）公示日において、公募要綱と同様の業務内容に係る営業について５年以上の実績を有し、現に存する食堂の経営が適正に行われていること。

（３）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（４）北海道農政事務所から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（５）経営の状況、信用度が極度に悪化していない者であること。

（６）国税及び地方税を完納していること。

（７）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

（８）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

（９）役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者でないこと。

⑽　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。

⑾　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

⑿　暴力団又は暴力団員及び（８）から⑾までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

⒀　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

⒁　公募要綱の応募申請書及び企画提案書提出期限の直近１年間において、農林水産省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

⒂　組合員のニーズ把握に努め、良質な食堂サービスを維持・向上できる能力を有する者であること。

⒃　運営に当たり、免許、許可等を要する場合、適切に対応している者であること。

３　公募要綱の配付

（１）配付期限　令和９年１月８日（金）17 時まで（ただし、行政機関の休日を除く。）

（２）配付方法　７の問合せ先においてメールにて配付する。
配付を希望する者は、７の問合せ先にメールにて配布を依頼すること。

４　公募内容等説明会

本公募では、説明会は実施しない。

５　応募手続

（１）応募書類
公募要綱に定める。

（２）応募書類の提出

①　提出先
７の問合せ先に同じ。

②　提出方法及び提出期限
７の問合せ先担当宛てメールによる提出（ＰＤＦ）とする。
令和９年１月 15 日（金）17 時まで（必着）。
なお、農林水産省のメールシステムの都合により、１メール当たりの受信

容量が 20 メガバイトまでに制限されているため、提出資料が 20 メガバイトを超える場合は、１メール当たり 20 メガバイト未満となるよう適宜資料を分割すること。

６　企画提案等の無効

２に掲げる応募する資格のない者の企画提案書等は無効とする。

７　問合せ先

〒060－8646
札幌市中央区北２条西 19 丁目８　札幌第４合同庁舎
北海道農政事務所総務課（厚生）
担当：渡邊、近藤
メール：kyosai_hokkaidonosei/atmark/maff.go.jp
（注）スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更して送信すること。
電話：011-330-8805（総務課厚生直通）
電話受付時間：平日９時から 17 時まで（12 時から 13 時までを除く。）

８　本公示書に記載なき事項は、公募要綱による。

以上、公示する。

令和８年11月17日

農林水産省共済組合本部長
農林水産事務次官　長井 俊彦

お知らせ
１ 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、農林水産省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。
２ 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和２年７月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。